

鹿児島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員 対応要領に係る留意事項（病院）

鹿児島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成 28 年 3 月 18 日学長裁定。以下「要領」という。）第 6 条第 2 項及び第 7 条第 3 項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（要領第 6 条関係）

要領第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- (1) 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に対応の順序を劣後させること。
- (3) 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。
- (4) 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。

第 2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（要領第 7 条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、要領第 3 条第 3 項及び第 4 項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

1 物理的環境への配慮の具体例

- (1) 段差がある場合に、携帯スロープを渡すなどすること。
- (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと。
- (3) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にすること。
- (4) 視覚障害者の利便性を考慮し、エレベータに各階の点字表示を設け支援すること。

2 意思疎通の配慮の具体例

- (1) 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いること。
- (2) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりすること。
- (3) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- (4) 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける。漢数字は用いない、時刻は 24 時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭においたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- (1) スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- (2) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。
- (3) 病院の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を一時的に障害者専用の区画に変更すること。
- (4) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること。